

消費生活に関心を深めよう！

■申込・問／
消費生活センター
☎525-3774

市民の皆さんが安全で安心な消費生活を送れるよう、「出前講座」や「学習教材の貸し出し」を行っています。お気軽にご利用ください。

出前講座

- 内容／悪質商法やなりすまし詐欺の手法、インターネット・携帯電話のトラブル事例や対処法、契約の基礎知識などを消費生活センター職員が説明します。外部講師の落語による講座も行っています(落語は先着8団体まで)。
- 対象／町内会などの地域の団体やサークル、PTA、学校の授業など(参加人数は問いません)。
- 申し込み方法／
開催日の1カ月前までに電話で。

学習用ビデオ&DVD貸し出し

- 内容／消費生活上のトラブルを学ぶビデオ・DVD教材などを貸し出しています。町内会や地域の団体、サークル、PTA、学校の授業など皆さんの学習用としてご利用ください。
- 利用手順／
 - ①借りる日の1週間前までに電話で予約(日時の調整有り)
 - ②申請書に必要事項を明記の上、消費生活センターに郵送かファクス、持参で申し込み
 - ③受け取り
 - ④1週間以内に返却

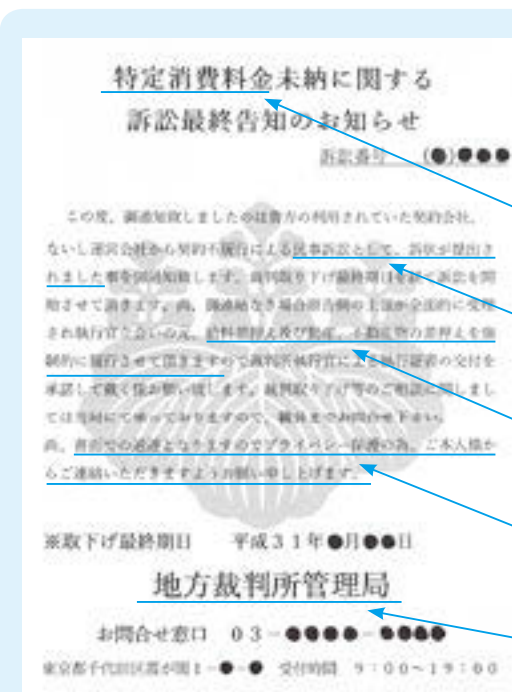


貸し出し用DVDの一例
※申請書、ビデオ、DVDリストは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
※複製・営利目的利用禁止。



架空請求のハガキに注意

こんなハガキに見覚えがない？



見破るポイント

- 何の料金なのかあまい
- 訴訟や法的な手続きをにおわせる
- 給料や財産の差し押さえに触れる
- 第三者に相談させない
- 発行元が公的機関や大企業になっている



記載されている電話番号に連絡すると弁護士や管理局職員などの役職を名乗るものが言葉巧みに現金や電子マネーなどを支払わせようとします。

どう対処すればいい？

- ・慌てて連絡せず、無視しましょう。
- ・不安を感じたり困ったときは、まず警察署や消費生活センターに電話しましょう。



■相談先／

- ・市消費生活センター ☎522-5999
- ・福島警察署 ☎522-2121
- ・福島北警察署 ☎554-0110